平成２４年（フ）第３２号
群馬県高崎市箕郷町西明屋221番地３
債務者　高橋麻衣子（旧姓根岸）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６３号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目９番地７　エルディム箕村101号
債務者　吉田豊次郎
１　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７号
新潟市中央区京王１丁目９番18号
債務者　西田栄美子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
新潟市東区津島屋３丁目125番地１
債務者　坂田眞由美
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
新潟市西区五十嵐東１丁目４番20号　ホワイトマルサン202号、前住所新潟市西区青山１丁目７番１―1022号
債務者　間船　文次
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
新潟市江南区亀田四ツ興野２丁目２番６号
債務者　五十嵐康子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
新潟市中央区弁天橋通１丁目27番５号
債務者　近藤　良美
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５号
新潟市東区中野山７丁目13番11号
債務者　榎本　価子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
岐阜県中津川市千旦林1801番地の61
債務者　松井　敏江（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３号
岐阜県恵那市長島町中野1228番地282
債務者　大島　惠子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２９号
愛知県一宮市猿海道１丁目３番９号エバーハイムＬ103号
債務者　野津　知美
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３号
大阪府茨木市学園南町１番１号
債務者　阪口　哲也
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９９号
大阪市此花区西九条５丁目３番11―102号
債務者　小田　幸子
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４００号
大阪市此花区西九条３丁目４番７―101号
債務者　小田　恵美
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８号
大阪市城東区諏訪３丁目10番12号　メゾン山口Ⅱ　307
債務者　中本　昌利
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３８号
大阪府東大阪市出雲井町２番５号
債務者　土佐　　章
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番53号
債務者　柳井　博信
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１７号
大阪市北区天神橋３丁目５番22号　ラコンテ・スィエル401号室
債務者　竹内　晃一
１　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部